

大牟田市公式キャラクターの 派遣に関する要綱



2023年 5月
大牟田市

(目的)

第1条 この要綱は、大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」(以下「ジャー坊」という。)の派遣(以下「派遣」という。)に関し必要な事項を定め、もって大牟田市(以下「市」という。)の子どもたちを笑顔にする、市の知名度やイメージの向上につなげるとともに、市を元気にすることを目的とする。

(実施主体)

第2条 派遣の実施主体は市とする。

(派遣の対象)

第3条 派遣は、第1条に定める目的に合致すると認められる事業又は催事(以下「イベント」という。)に対し実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するイベントには派遣を行わない。

- (1) 企業等が主催するイベントで、直接的な営業又は商品の販売促進を行うもの
- (2) 企業等の福利厚生事業
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの又は暴力団員が役員となっている法人その他の団体が行うイベント
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5号に規定する営業を行う者が行うイベント
- (5) 政党若しくは宗教団体又はこれらを支援若しくは支援するおそれがあるイベント
- (6) 法令及び公序良俗に反するイベント
- (7) その他市長が適当でないと認めるイベント

(派遣の申請)

第4条 派遣を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、原則として、派遣を希望する日の6月前から1月前までに大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」派遣申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(派遣の可否)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、内容やスケジュールを審査の上、派遣実施の可否を、大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」派遣通知書(様式第2号)により申請者へ通知するものとする。

2 市長は、申請者の申出があれば、前項の通知は書面によらず口頭で行うことができる。

(派遣時間)

第6条 1イベントにつき、ジャー坊の着ぐるみ(以下「ライブキャラクター」という。)の保管場所から搬出し、派遣後に搬入するまでの時間(以下、「派遣時間」という。)は、原則として次の各号に掲げる範囲で行うこととする。

- (1) 派遣時間は、原則として午前8時から午後7時までの間とする。
 - (2) 1イベントの派遣時間は4時間以内とする。
 - (3) 1イベントにおける1回当たりの出演時間は30分以内とし、かつ、出演回数は3回以内とする。
 - (4) 出演と出演の間には、休憩時間を設ける。
 - (5) 年末年始（12月29日～1月3日）を除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、派遣時間、出演時間及び出演回数を変更することができる。

（派遣体制）

- 第7条 派遣は、ジャー坊を演じる人員（以下「アクター」という。）及びジャー坊の誘導のための人員（以下「アテンド」という。）の各1名以上の最低2名以上の人員で行うものとする。
- 2 ライブキャラクターのみの貸出しは行わないものとする。

（派遣に係る負担等）

- 第8条 派遣にかかる費用は無料とする。

（派遣の受入れ準備）

- 第9条 申請者は、駐車場及び控室を準備するものとする。
- 2 市長は、前項に定める事項が準備されていないと判断した場合は、出演を中止することができる。
- 3 前項において費用が発生する場合は、申請者が負担するものとする。

（遵守事項）

- 第10条 申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 許可された用途にのみ利用すること
 - (2) 出演時間を遵守すること
 - (3) 派遣場所における安全対策を講じること
 - (4) 火気及び危険物の付近では活動させないこと
 - (5) 雨天時の屋外での活動又は床等が濡れている場所では活動させないこと
 - (6) 派遣に当たって、申請者が知り得た情報の秘密は厳守すること
 - (7) その他市長が付した利用条件に従うこと
- 2 申請者は、故意又は過失に起因してライブキャラクターを汚損、滅失、破損、焼失、情報漏洩によるイメージ低下、その他損害を与えたときは、速やかに原状に復し、又は損害を補償しなければならない。

（承認の取消し）

- 第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。
- (1) この要綱の規定に違反したとき、又は違反するおそれのあるとき
 - (2) 偽りその他不正な手段により、派遣の承認を受けたとき

(3) 承認後に生じた他の事業について、第1条に規定する派遣目的を踏まえ、市長が当該派遣よりも優先度が高いと判断したとき

(4) その他やむを得ない事情があると認めるとき

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」派遣承認取消通知書（様式第3号）により、被承認者に通知するものとする。

3 市長は、被承認者の了承があれば、前項の通知は書面によらず口頭で行うことができる。

（派遣の中止）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、被承認者の意向にかかわらず当該派遣を中止することができる。この場合において、中止の通知は書面によらず口頭で行うことができる。

(1) 荒天、雨天又は来場者の迷惑行為等により、ライブキャラクターの濡れ、浸水、汚損、破損などが生じるおそれのあるとき

(2) 多数の来場者が押し寄せるなど、来場者の安全が確保できないおそれのあるとき

(3) アクターの身に危険が及ぶおそれのあるとき

(4) 感染症等が拡大するおそれがあるとき

(5) その他不測の事態により派遣が困難になったとき

（賠償責任等）

第13条 市は、派遣により申請者が被った損害及び申請者が第三者に与えた損害に対し、一切その責任を負わない。

2 第11条の規定による派遣を取消したとき、又は前条の規定による派遣を中止したときは、これにより生じた申請者等の損害等については、市はその責任を負わない。

（業務委託）

第14条 市長は、次の各号に規定する業務を外部に委託することができる。

(1) 第4条及び第5条に規定する派遣の申請及び派遣の可否に関する業務

(2) 第7条に規定するアクター及びアテンドに関する業務

(3) 第9条第2項に規定する出演中止の判断

2 市長が、前項の各号に定める業務を外部に委託した場合、それぞれの条文の「市長」は「委託事業者」に読み替えるものとする。また、様式第2号（第5条関係）の「大牟田市長」は「受託事業者」に読み替えるものとする。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、派遣に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年7月10日から施行する。

この要綱は、平成29年10月17日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月16日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」派遣申請書

【申請にあたって】

- ◇ 大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」派遣の手引きを必ずご確認ください。
- ◇ 派遣申請は、イベント希望日の半年前から1か月前までにご提出ください。
- ◇ 派遣可否の通知は、イベント希望日の3～2週間前になります。
- ◇ 複数のイベントが重なる場合、出演回数、時間帯等について調整・協議をさせていただきますが、調整がつかなかった場合はお断りすることがあります。また、派遣可と通知した場合でも、天候、要綱の規定に違反することが判明した場合（恐れがある場合を含む）等、派遣をお断りすることがあります。
- ◇ 来場者の安全確保については、主催者側で必ず行ってください。
- ◇ “□”は必要に応じて、“☑”を記入してください。

年 月 日

イ ベ ント 名			
	入場料の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	参加予定人数
イ ベ ント の 内 容 (概 要)	(イベントのURL) _____		
	↑ ジャー坊公式Webサイト・SNSへの掲載 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可		
日 時 (24時間制)	年 月 日(曜日)		
	出演時間 時 分 ~ 時 分		
	【注意】 ・1回当り30分以内(5～9月は15分以内)かつ1日3回まで ・2回以上の出演を希望する場合は、余白にご希望の時間をご記入ください		
会 場 等	(雨天の場合) <input type="checkbox"/> 決行 <input type="checkbox"/> 延期 年 月 日(曜日) <input type="checkbox"/> 中止		
	会場名 (所在地 _____)		
	○ステージ <input type="checkbox"/> 屋 内 <input type="checkbox"/> 屋外(屋根有) <input type="checkbox"/> 屋外(屋根無) ○控 室 <input type="checkbox"/> 屋 内 <input type="checkbox"/> 屋外(屋根有) <input type="checkbox"/> 屋外(屋根無) ※出入口及び通路は幅員90cm以上、高さ170cm以上を確保してください		
駐 車 場	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※ワゴン車1台が確実に駐車できる場所を確保してください		
ジャー坊の出演を 依頼する目的・理由			
ジャー坊の役割 ※具体的に記入	(ジャー坊体操 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 →有の場合(音源 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無))		
ジャー坊公式Webサイ ト・SNSへの掲載可否	・事前告知 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 ・事後報告 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可		
添 付 資 料	<input type="checkbox"/> 共催等決定通知書写(市が共催・後援等の場合は必須) <input type="checkbox"/> ちらし <input type="checkbox"/> 会場・駐車場図面 <input type="checkbox"/> 進行表 <input type="checkbox"/> その他		
希望する派遣可否 通知の受取方法	<input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 郵送(返信用封筒及び切手の添付)		

以上、大牟田市公式キャラクターの派遣に関する要綱の各項目に同意の上、派遣を申請します。

主 催 者	住 所(_____)
	団体等名称(_____)
	代表者役職及び氏名(_____)
連 絡 ご 担 当 者	役職及び氏名(_____)
	電話番号(_____) / FAX番号(_____)
	E-mail(_____)
	当日緊急連絡先(_____)

ご記入いただきました個人情報には派遣以外の目的で使用しません。

大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」派遣通知書

様

大牟田市長

年 月 日付けで申請のありましたキャラクターの派遣につきまして、大牟田市公式キャラクターの派遣に関する要綱第5条に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 派遣可否 派遣可 派遣不可

2. 日 時

3. イベント名

4. 留意事項

大牟田市公式キャラクターの派遣に関する要綱の各項目を遵守してください。

5. 派遣不可の場合、その理由

大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」派遣承認取消通知書

様

大牟田市長

年 月 日付けで申請のありましたキャラクターの派遣につきまして、大牟田市公式キャラクターの派遣に関する要綱第11条に基づき、下記のとおり取り消します。

記

1. 日時
2. イベント名
3. 取消理由